

〔事務局補足〕
令和5年度・第1回協議会の議論を踏まえて、
第2回協議会までに内容修正（R6年度中に確定予定）

資料3

兵庫県県域の担い手養成のイメージ

市町
の
取
組
み

市民後見人の受任
(受任調整、受任後の支援)

市民後見受任に向けた市民後見人候補者の養成
(後見事務)

地域に応じた権利擁護サポーターの養成(実習、地域福祉活動支援)

権利擁護サポーターの活動支援(フォロー)

市町の権利擁護支援体制の
状況に合わせて拡充

県
の
取
組
み

権利擁護サポーターの養成(導入、基礎部分)

意思決定支援、本人中心の支援についての啓発、導入、研修